

平成31年4月 建設工事の最低制限価格等の見直しについて

1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準の改正

ダンピング対策の更なる徹底を図るために、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）」に合わせて、以下のとおり算定式を見直します。

(1) 現行の最低制限価格及び低入札調査基準価格と改定案

現 行（平成29年5月改正）		改 定 案	
算定式	設定範囲	算定式	設定範囲
直接工事費×97% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費×55% 上記合計額×1.08	予定価格の 90%～80%	直接工事費×97% + 共通仮設費×90% + 現場管理費×90% + 一般管理費×55% 上記合計額×1.08	予定価格の 92%～80%

(2) 実施時期

改定案については、平成31年4月22日発注（公告・指名通知）分から適用する。